

○新温泉町契約等からの暴力団排除に関する要綱

平成24年9月28日

告示第61号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新温泉町暴力団排除条例（平成24年新温泉町条例第17号。以下「条例」という。）第7条及び第8条の規定に基づき、暴力団を利することとならないために講ずる措置に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。

以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団密接関係者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 暴力団員が役員（法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者

イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者

ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。

(ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為

(イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為

(ウ) (ア) 又は (イ) に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

エ アからウまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、本町との契約に係る下請契約（工事請負契約において、その契約の履行に伴い締結する下請契約を一次下請契約として、以下、下請契約が数次にわたるときはその全ての下請契約を含む。以下同じ。）、業務の再委託契約その他の契約を締結している事業者

(4) 暴力団等 暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者をいう。

(5) 指定管理者 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。

(6) 排除措置 第5条に規定する措置をいう。

(暴力団等に関係する照会)

第3条 町長は、必要があると認めるときは、平成24年9月28日付で兵庫県美方警察署長

（以下「署長」という。）と交わした暴力団関係情報の取扱いに関する合意書（以下「合意書」という。）に基づき、次に掲げる者に関して暴力団等に該当するかどうかについて

て、署長に対して照会を行うものとする。

- (1) 競争入札参加資格者名簿への登載を申請しようとする者又は登載されている者
- (2) 一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により、本町と契約の締結を希望する者又は締結した者
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする者又は受けた者
- (4) 新温泉町財務規則（平成17年新温泉町規則第39号。以下「財務規則」という。）第151条に規定する財産の使用許可を受けようとする者又は受けた者
- (5) 財務規則第153条に規定する財産の貸付契約の締結を希望する者又は締結した者
- (6) 公の施設の使用許可を受けようとする者又は受けた者
- (7) 第2号に規定する契約を締結した者（以下「元請者」という。）が下請契約を締結しようとする者又は締結した者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、これらに準ずる者として町長が認める者

2 前項の照会を行う際に署長に提供する個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び新温泉町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年新温泉町条例第5号）の規定に従わなければならない。

（暴力団等に関係する旨の回答又は排除要請を受けた場合）

第4条 町長は、前条第1項の照会を行った後に同項各号に掲げる者が暴力団等に該当する内容の回答を署長から受けた場合は、排除措置を講ずるものとする。署長が合意書の規定に基づき、文書により排除要請が行われた場合も、同様とする。

（契約に係る事務等における排除措置）

第5条 町長は、前条に規定する回答又は排除要請を受けた場合には、次の各号に規定する措置を講ずるものとする。

- (1) 第3条第1項第1号の名簿への登載を申請しようとする場合 名簿に登載しない旨の決定
- (2) 第3条第1項第1号の名簿へ登載されている場合 指名停止
- (3) 第3条第1項第2号の契約の締結を希望する場合 当該契約を締結しない旨の決定
- (4) 第3条第1項第2号の契約を締結した場合であって当該契約の相手方の履行がまだ完了していない場合 当該契約の解除及び契約書に規定する措置
- (5) 第3条第1項第3号の指定を受けようとする場合 指定管理者の指定をしない旨の決定
- (6) 第3条第1項第3号の指定を受けている場合 指定管理者の指定を取り消す旨の決定
- (7) 第3条第1項第4号の使用許可を受けようとする場合 行政財産の使用を許可しない旨の決定
- (8) 第3条第1項第4号の使用許可を受けている場合 行政財産の使用許可を取り消す旨の決定
- (9) 第3条第1項第5号の貸付契約の締結を希望する場合 当該契約を締結しない旨の決定

- (10) 第3条第1項第5号の貸付契約を締結した場合 当該契約の解除及び契約書に規定する措置
 - (11) 第3条第1項第6号の使用許可を受けようとする場合で、公の施設の利用が暴力団を利することとなると認められるとき 公の施設の使用を許可しない旨の決定
 - (12) 第3条第1項第6号の使用許可を受けている場合で、公の施設の利用が暴力団を利することとなると認められるとき 公の施設の使用許可を取り消す旨の決定
 - (13) 第3条第1項第7号の下請契約を締結しようとする場合又は締結した場合 元請者に対し下請契約の解除を求める措置。ただし、当該措置に応じない場合は元請者との契約の解除及び契約書に規定する措置
 - (14) その他暴力団の不当な影響力を排除するために有効な措置
- 2 町長は、前項の規定による措置に伴い、排除対象者に損害が生じても、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 第1項第11号及び第12号の規定は、指定管理者について準用する。
(契約の解除)

第6条 前条第1項第4号、第10号及び第13号ただし書の措置は、当該契約の条項に次に掲げる事項が規定されている場合に行うものとする。ただし、町長は契約の解除に伴う社会的価値の損失を防止する必要がある場合その他特別の事情があると認める場合には、同項第4号、第10号及び第13号ただし書の措置を行わないことができる。

(1) 前条第1項第4号及び第10号の措置の場合

- ア 契約の相手が第4条に規定する回答又は排除要請を受けた場合における本町の解除権による契約の解除
- イ 契約の相手が第4条に規定する回答又は排除要請を受け、本町が契約を解除した場合において本町に損害があるときは、その損害額の賠償

(2) 前条第1項第13号ただし書の措置の場合

- ア 下請契約の相手方が第4条に規定する回答又は排除要請を受け、契約の相手が、契約解除の措置を受けたにもかかわらず、当該措置に応じなかった場合における本町の解除権による契約の解除
- イ 下請契約の相手方が第4条に規定する回答又は排除要請を受け、契約の相手が、契約解除の措置を受けたにもかかわらず、当該措置に応じなかったために本町が契約を解除した場合において本町に損害があるときは、その損害額の賠償

(共同企業体等への準用)

第7条 第3条から前条までの規定は、共同企業体について準用し、共同企業体の構成員のいずれかが排除対象者となったときは、当該共同企業体を排除対象者とする。

(排除措置を行った場合の通知)

第8条 町長は、排除措置を講ずるときは、排除措置を決定した理由を付して契約等の相手方に通知するものとする。

- 2 町長は、排除措置を講じたときは、その旨を署長に通知するものとする。

(排除措置の撤回)

第9条 排除措置の撤回は、排除措置の対象者から町長に対しての申立て又は合意書第1項第5号に規定する署長からの通知に基づいて行うものとする。

2 町長は、前項の申立てを行う者に対して、誓約書を提出するよう要請するものとする。

3 排除措置の撤回の効力は、遡及しないものとする。

4 排除措置を撤回した場合の通知については、前条の規定に準じて行うものとする。

(誓約書の徴収等)

第10条 町長は、第3条第1項各号に規定する者に対し、自己及びその下請契約の相手方等が暴力団等でないことをそれぞれが表明した誓約書を徴収するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 契約金額が200万円以下の契約を締結するとき。

(2) 国、地方公共団体その他の公共団体を相手方とするとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が誓約書を徴収する必要がないと認めるとき。

2 町長は、工事請負契約において、契約の相手方に対し、下請契約を締結する場合においては、下請契約の相手方から当該契約の締結時に誓約書を提出させるものとする。ただし、契約金額（同一の契約に係る複数の下請契約を同一の当事者間で締結した場合には、その合計金額）が200万円以下の契約を締結する場合は、この限りでない。

3 町長は、第3条第1項各号に規定する者が第1項の誓約書を提出しないときは、その相手方と契約等をしないよう取り扱うものとする。

4 第1項及び第3項の規定は、指定管理者について準用する。

(本町の契約の相手方等が暴力団等からの不当介入等を受けた場合の対策)

第11条 町長は、本町の契約の相手方に対して、契約の履行に当たり暴力団等から工事の妨害その他の不当な介入又は下請に参入させることの要求その他の不当な要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、速やかに本町へ報告し、かつ、警察への届出を行うよう指導するものとする。

2 町長は、本町の契約の相手方に対して、その下請負人又は受託者が暴力団等から不当介入等を受けたときは、これら当該下請負人又は受託者が速やかに本町へ報告し、かつ、警察への届出を行うことができる体制を整備するよう指導するものとする。

3 町長は、本町の契約の相手方又はその下請負人若しくは受託者が暴力団等から不当介入等を受けたことによって本町の契約の履行遅滞その他債務不履行が発生するおそれがあると認めるときは、必要に応じて、業務の工程の調整、履行期限の延長その他の措置を講じるものとする。ただし、前2項の規定による本町への報告を怠った場合その他の相当な理由がある場合は、この限りでない。

(関係機関等との連絡調整等)

第12条 町長は、排除措置を講ずるに当たり、排除対象者及びその関係者からの不当介入等が予想されるときは、必要に応じて、警察及び関係機関等に通報し、密接に連携して対応するものとする。

2 第3条第1項の照会に係る事務は、町民安全課において行うものとする。

3 第3条第1項の照会が必要な場合は、担当課から町民安全課に対して速やかに照会依頼

を行うものとする。

- 4 町民安全課は、第5条第1項各号に掲げる措置を講じた場合は、その旨を担当課に対して速やかに周知しなければならない。
- 5 各担当課長は、所管する契約について次に掲げる対応を行わなければならない。
 - (1) 前項の規定により町民安全課が周知した事項について調査、確認及びその対応状況（排除措置の内容）等についての、町民安全課への速やかな報告
 - (2) 町民安全課から周知された排除対象者でないことの確認
- 6 担当課においては、第4項の規定による周知事項について、担当職員が確実に確認できる体制を構築するものとし、かつ、当該周知事項が適切に取り扱われるよう、最大限の注意を払わなければならない。

(財務規則等の優先)

第13条 この要綱の規定が財務規則その他の法令又は締結した契約の規定（以下「財務規則等の規定」という。）に抵触する場合には、財務規則等の規定が優先する。

(細則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年10月1日から施行する。